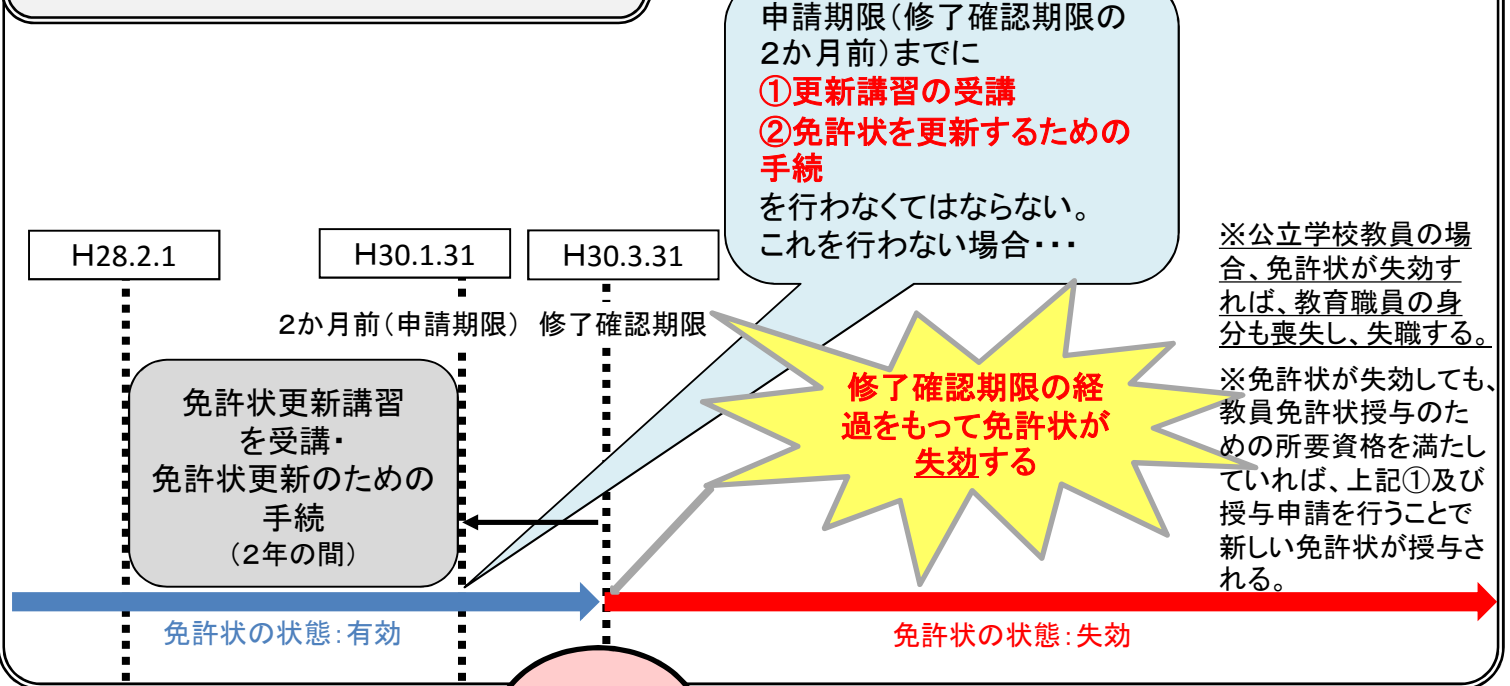


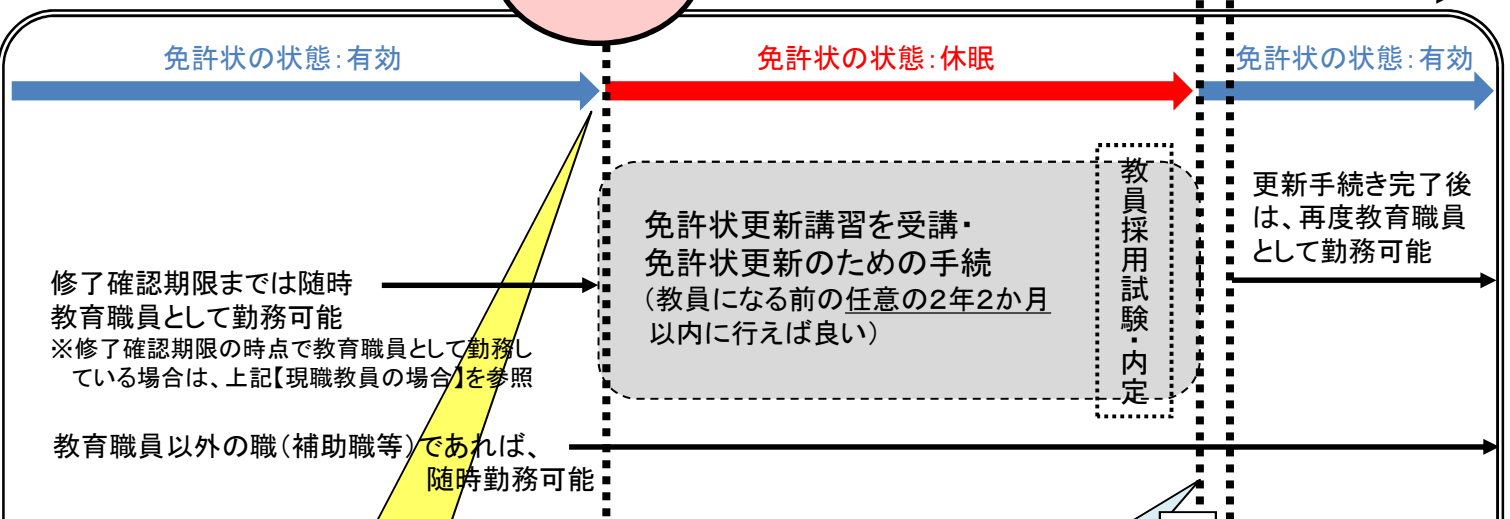
更新講習受講、修了確認・有効期間更新のイメージ

<旧免許状所持者(平成21年3月31日までに授与された免許状所持者)>

【現職教員の場合】(第8グループ)



修了確認期限
H30.3.31



修了確認期限を過ぎても**免許状は失効しない(休眠状態)**。

修了確認期限後に教員になる場合には、**教員として採用される前までに、①更新講習の受講 ②免許状を更新するための手続を行わなくてはならない。**

※左記①②を行わない免許状は、失効はしていないが、有効な免許状ではない(休眠状態)ため、①②を行った後でないと、当該教員を採用することができない。

【現職教員ではない場合】及び【新たに教員を採用する場合】(第8グループ)

<新免許状所持者(平成21年4月1日以降に初めて授与された免許状所持者)>

【有効期間満了日が平成32年3月31日の場合】

新免許状所持者は、現職教員であっても現職教員でなくても、申請期限(有効期間の満了の日の2か月前)までに

- ①更新講習の受講
 - ②免許状を更新するための手続を行わなくてはならない。
- これを行わない場合…

